

諮問番号：令和3年度(2021年度)諮問第3号

答申番号：令和3年度(2021年度)答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和2年（2020年）10月26日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、令和2年（2020年）10月1日を適用日とする生活保護基準改定（以下「本件基準改定」という。）が行われることについて国から通知を受けていながら、審査請求人に対し、不利益処分を行う場合の手續として、行政手續法（平成5年法律第88号）第13条の手續を一切取っていない。また、不利益を受ける当事者に一切の説明もなく減額処分をすることは、行政の不作为というべき他はない。さらに、処分庁は、幾重にも行政不服審査を受けているが、未だに行政手續を軽んじる行為をしており、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条に違反している。よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る生活保護の事務については、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づいて行われている。

(2) 本件処分の適法性について

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定される第一号法定受託事務として国に代わって地方公共団体が処理することとされており、処分庁においても法令の外、同法第245条の9に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）に基づき処理しなければならないため、審査請求人の保護費算定にあたり、処分庁による恣意的な判断が入る余地はなく、本件処分は適正に行われている。

なお、審査請求人は、事前説明がなく行政手続法第13条に違反していると主張しているが、法第29条の2において、生活保護の実施に係る事務は、行政手続法第13条の適用除外とされている。

また、行政手続法第14条において、不利益処分をする場合には同時に理由を提示することとなっているが、事前説明については規定されていない。加えて、処分庁が審査請求人に対して平成30年（2018年）9月28日に郵送したリーフレットにおいて、生活保護費は、平成30年（2018年）10月、平成31年（2019年）10月、平成32年（2020年）10月と段階的に見直しが行われること及びそれに伴う具体的な計算方法も記載しており、事前説明が行われていないとはいえない。

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

第4 調査審議の経過

令和3年（2021年） 9月 8日 審査庁から諮問
10月22日 第1回審議
11月26日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 本件処分の適法性について

本件処分における生活扶助基準額（以下「本件基準額」という。）の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について、本件基準改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められないことから、本件処分は、法の規定及び本件基準改定後の保護基準に従って適正に行われたものと認められる。

(2) 行政手続法第13条の手続について

審査請求人は、処分庁が、不利益処分を行う場合に必要となる行政手続法第13条の手続を一切取っておらず、本件処分が違法な行政手続の下で行われた旨主張している。しかし、法第29条の2によると、法第19条から第29条の2までの規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しないこととされていることから、法第25条第2項の規定により行われた本件処分については行政手続法第13条の規定の適用はない。したがって、審査請求人の主張は理由がない。

(3) 処分理由の説明について

法第25条第2項において準用する法第24条第4項では、決定通知書に理由を付さなければならないとされている。行政手続法第14条第1項本文では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に

対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするときは、(略)理由は、書面により示さなければならない。」とされている。

これらの規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている(最高裁昭和36年(オ)第84号昭和38年(1963年)5月31日第二小法廷判決、最高裁平成21年(行ヒ)第91号平成23年(2011年)6月7日第三小法廷判決参照)。

本件処分は、処分庁が、本件基準改定に伴って、裁量の余地なく保護基準どおりの処分を行ったものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。さらに、令和2年(2020年)8月27日には、改定された保護基準の内容が告示により明らかにされており、本件処分の通知書に記載された理由と照らし合わせることにより、本件基準改定により保護費が減額されることが判明することから、本件処分が被保護者による不服申立ての便宜を損なうものであったとまでいうことはできない。

なお、審査請求人は、本件処分を行うにつき事前の説明がなかったこと及び本件基準額の算定について処分庁から十分な説明がなかったことについて不服を述べている。しかし、処分庁が審査請求人に対し平成30年(2018年)9月に郵送したリーフレットにおいて、生活保護費の見直しが3年間をかけて段階的に行われることや、その具体的な計算方法が記載されている。また、処分後のことであるが、審査請求人からの求めに応じ、処分庁は本件処分における生活扶助基準額の算定に係る資料を提供している。その内容を見ると、計算式についての説明に当初は一部誤りがあったようであるが、処分庁が審査請求人に対し、正しい算定の根拠を具体的に示していることが認められる。

以上によると、処分庁が行った処分理由の説明に違法又は不当な点が

あったとは認められない。

(4) 地方公務員法第30条違反について

審査請求人は、処分庁が幾重にも行政不服審査を受けているが、未だに行政手続を軽んじる行為をしており、地方公務員法第30条に違反している旨主張している。しかし、前述のとおり、本件処分は、法の規定及び本件基準改定後の保護基準に従って適正に行われたものと認められ、処分庁が行った処分の理由の説明に違法又は不当な点があったとは認められないから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、反論書において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって社会情勢が変化しているにもかかわらず、処分庁がコロナ対策費の加算を進言するなど、社会保障審議会生活保護基準部会報告書にいう「必要な措置を講じること」なく本件基準改定を容認し、本件処分を行ったことは処分庁の服務怠慢であり、地方公務員法第30条に抵触している旨主張している。しかし、法第25条第2項の規定による本件処分に係る事務は、法第84条の5及び別表第3において地方自治法第2条第9項第1号に規定される第一号法定受託事務として国に代わって地方公共団体が処理することとされており、処分庁が当該事務を行うに当たっては、同条第16項及び同法第245条の9第3項の規定により法令や処理基準によって処理しなければならない。したがって、処分庁において審査請求人がというような措置を講じなかったことが違法であるとはいえない。

よって、審査請求人の主張は理由がない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田孝一
委員 倉田賀世
委員 不動洋子